

阿賀野市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び阿賀野市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、速やかに阿賀野市に報告し、移住支援補助金（以下「補助金」という）。の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満に阿賀野市以外へ転出した場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に阿賀野市以外へ転出した場合：半額

(テレワークの場合)

 - (6) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：半額

(関係人口の場合)

 - (7) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：半額
- 3 補助金の支給を受けた後に実施される阿賀野市からの確認により、現状の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該補助金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び阿賀野市は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記、阿賀野市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項及び移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱いについて、承諾しました。

年 月 日

申請者氏名(自署).....